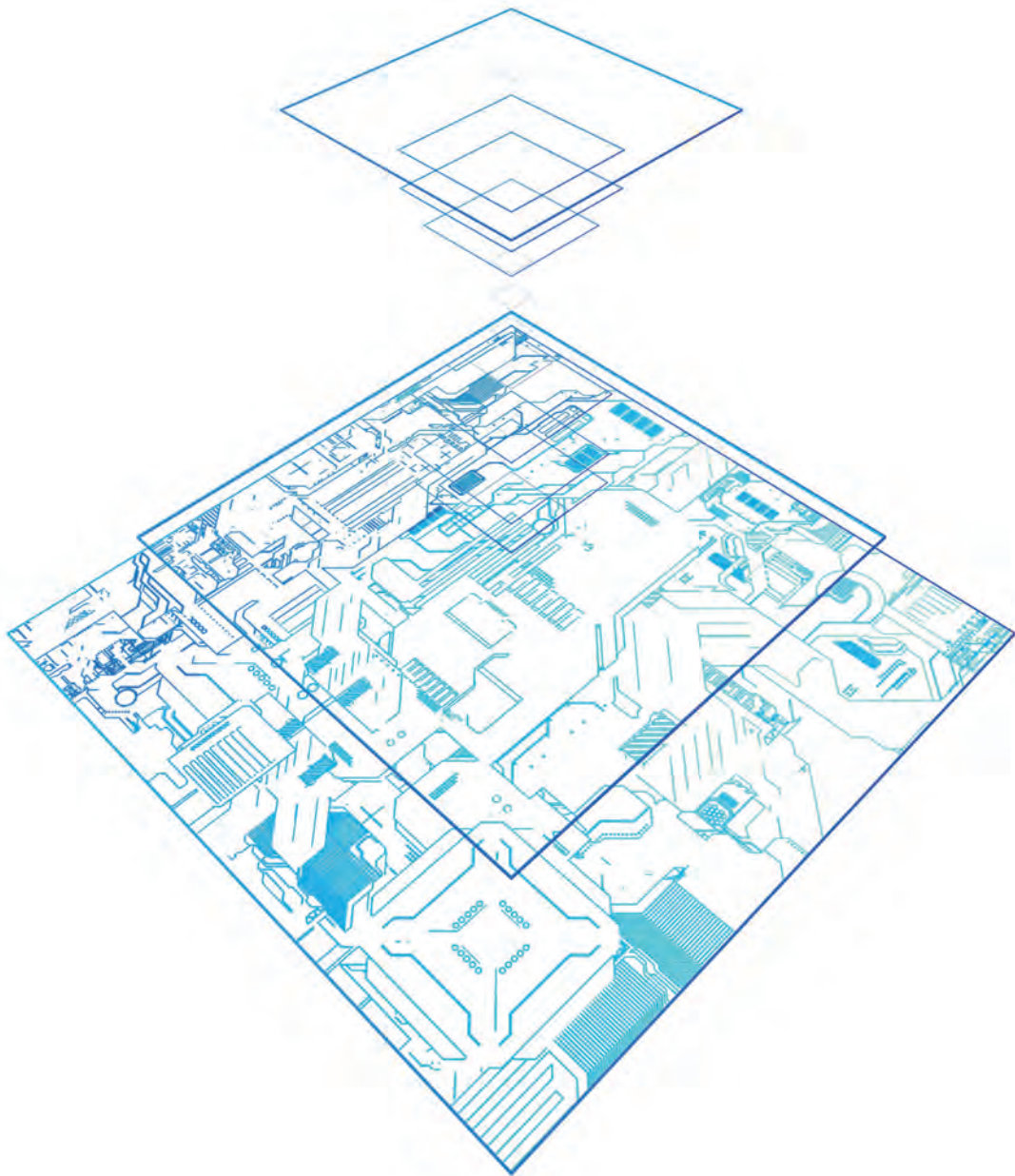


基本計画編



第1章 本計画の概要

1. 本計画策定の目的

本市では、「第三次富士市情報化計画」において、本市が実施する情報化に関する取組を情報化事業として位置付け、市民サービスの向上や、地域の活性化、行政経営の効率化を進めてきました。

このような中、新型コロナウイルス感染症がもたらした社会や価値観の変容は、市民生活やまちづくりのあり方を見直す契機となったことは言うまでもなく、「第六次富士市総合計画」においても、本市の新たな方向性が示されています。社会全体におけるデジタル化の動きが加速する中、行政の政策立案に際しても、デジタルを原動力とするテーマや領域が広がりを見せています。

行政がデジタル化を進める上で重要な視点の一つとして、「誰一人取り残さない」という考え方があります。国が策定した「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」においても、「一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が示されています。

本市においても、これまで3度にわたり「富士市情報化計画」を策定し、各種情報化事業に取り組んでおり、情報格差を是正する事業により、誰一人取り残さない政策を展開してきました。

今後は、一人ひとりに最適な政策を実施することで、誰一人取り残さない社会を実現していくことが重要になっていきます。

このような背景を踏まえ、本市がコロナ禍による社会変容に対応し、さらに発展していくため、デジタルの力で市民の利便性向上や行政経営の効率化を追求すると同時に、誰もが快適で活力に満ちた「質や価値」の高い生活を送ることができるまちを目指し、本市では、令和2年8月に「富士市デジタル変革宣言」を発出しました。

本計画は、「富士市デジタル変革宣言」で、デジタル変革の3つの柱として掲げた、「市民サービス」、「地域活性化」、「行政経営」を背景に、国の考え方、技術動向、市独自の政策との整合を図りつつ、デジタルを原動力とし、誰一人取り残すことなく、市全体を発展させることを目的とします。

なお、本計画は「官民データ活用推進基本法」(平成28年法律第103号)に基づく「官民データ活用推進計画」を兼ねたものとします。

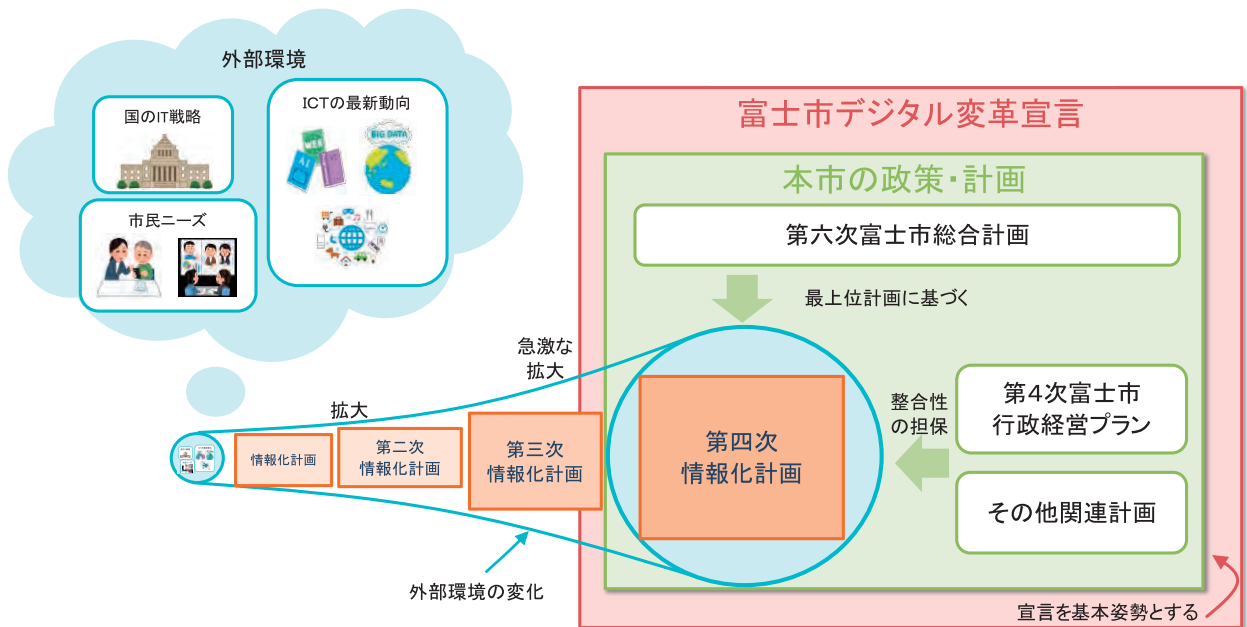
2. 本計画の位置付け

本市のこれまでの情報化計画は、外部環境の変化に合わせ、国のIT戦略、市民ニーズ、ICTの最新動向等について把握した上で策定してきました。

図表 1-1 に示すとおり、外部環境の変化は、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで以上に急激な拡大を見せています。本計画は、これらの変化に適切に対応するため、「富士市デジタル変革宣言」を基本姿勢として策定します。

また、本計画は、上位計画である「第六次富士市総合計画」(令和4年度から令和 13 年度)に基づき、本市の行政経営の基本的方向性を定める「第4次富士市行政経営プラン」(令和4年度から令和8年度)との整合性を図りながら、各計画で示された目標の実現に向け、情報化の面から施策を定め、具体的な事業の推進に取り組んでいくものです。

図表 1-1 本計画の位置付け



3. 本計画の推進期間

本計画の推進期間は、図表 1-2 に示すとおり「第六次富士市総合計画」の前期基本計画、「第4次富士市行政経営プラン」の計画期間に合わせ、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

また、本計画の推進期間において、外部環境の変化や市の財政状況を鑑み、必要に応じて見直しを実施します。

図表 1-2 本計画の推進期間

| ～ 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------------|-------|------------------|-------|-------|-------|-------|
| 第五次富士市総合計画 後期基本計画 | | 第六次富士市総合計画前期基本計画 | | | | |
| 第3次富士市 行政経営プラン | | 第4次富士市行政経営プラン | | | | |
| 第三次富士市情報化計画 | | 第四次富士市情報化計画 | | | | |

4. 本計画の構成

本計画は、情報化に向けての方針や方向性などを示すための基本計画編と、情報化事業ごとの具体的な目標やスケジュールなどを示すための実施計画編の2部構成とします。

基本計画編では、情報化の分野が多岐にわたるため、最初に、広く情報化の動向を把握するとともに、情報化アンケートの結果と課題を基に、計画の基本理念と基本方針を定めます。次に、基本方針ごとにデジタルを原動力とするテーマや領域、社会的背景と現状を掘り下げ、これまでの取組や課題に基づき、情報化施策とその方向性を定めます。

実施計画編では、基本計画編で定めた情報化施策に関わるすべての情報化事業について、より詳細な事業内容を明記します。